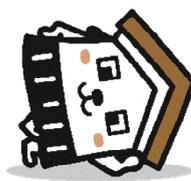


倉吉市  
成年後見制度利用促進基本計画  
～第1期計画～



くすけと

令和4年3月  
鳥取県倉吉市

## ○目次

### 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画期間、計画の位置づけ、他の計画との関係	
(1)	計画期間	2
(2)	計画の位置づけと他の計画との関係	2
(3)	計画の見直し	4
3	計画策定のための組織体制・意見の反映	4
4	成年後見制度とは	5

### 第2章 現状と課題

1	高齢者の現状と今後の見込み（参照：第8期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）	
(1)	高齢者数の推移	7
(2)	要介護・要支援認定者数と認定率の推移と推計	8
(3)	認知症高齢者の推移	9
(4)	高齢者世帯の推移	11
2	障がい者の現状と今後の見込み（参照：第6期倉吉市障がい福祉計画）	
(1)	障がい者手帳所有者の推移	12
3	各相談支援機関における成年後見制度に係る相談件数等	
(1)	地域包括支援センター（市内5カ所）	13
(2)	障がい者地域生活支援センター（市内2カ所）	13
(3)	倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）	13
(4)	中部成年後見支援センター（ミットレーベン）	14
4	成年後見制度の利用者数	
(1)	申立て件数の推移	14
(2)	利用者数の推移	15
(3)	成年後見制度利用支援事業の利用件数	15
(4)	市民向け啓発研修の実施状況	16
(5)	市民後見人養成状況	16
5	日常生活自立支援事業の利用者数	16

6	関係機関へのアンケート調査結果	
(1)	後見人等受任団体	17
(2)	相談支援機関	17
(3)	金融機関	18

7	課題整理	19
---	------	----

### 第3章 計画の基本理念、基本目標と施策の体系

1	基本理念	21
2	基本指針	21
3	基本目標	22
4	施策の体系	23

### 第4章 今後の取組

施策1-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等		
(1)	地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）	24
(2)	チームによる後見活動の推進	25
(3)	専門職団体や関係機関による協議会の設置	25
施策1-2 中核機関の機能分化と機能強化		
施策1-3 後見人等の受け皿の拡大		
施策2-1 成年後見制度の周知・啓発		
施策2-2 申立支援と助成制度のあり方の検討		
(1)	市長申立ての実施	34
(2)	申立費用及び後見人報酬への助成	35
施策2-3 意思決定支援と身上保護の重視		

### 第5章 計画の推進と評価

事業評価についての具体的手法		36
----------------	--	----

## 資料編

・ 倉吉市成年後見制度利用促進協議会設置要綱	37
・ 協議会委員名簿、協議会等開催状況	39
・ パブリックコメント結果	41
・ 倉吉市成年後見制度申立要綱	42
・ 倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱	45
・ 倉吉市市民後見人養成事業実施要綱	48
・ 鳥取県中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議設置要綱	49
・ 相談票様式（1市4町統一様式）	51
・ 用語解説	55

## 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

### 1 計画策定の背景と趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守るための制度として、従来の禁治産制度が見直され、平成12年に介護保険制度の開始と同時に、高齢者の生活を支える車の両輪になるべく導入されました。

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、十分に活用されていない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが課題となっています。

こうした状況の中、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号。）が施行され、同法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定されました。

また、その中で市町村においても、この国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

これを受け、本市では、認知症、知的障がいや精神障がいなどによって支援を必要とする人へ、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援や包括的な支援が行き届く地域共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「倉吉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

（※）成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

平成 12 年 成年後見制度スタート（禁治産制度の見直し）



制度の利用があまり進まない

平成 28 年 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行  
平成 29 年 国の成年後見制度利用促進基本計画  
⇒令和 3 年度までに市町村計画を策定（努力義務）



関係機関との協議、利用促進協議会の立ち上げ、検討

令和 3 年度 倉吉市成年後見制度利用促進基本計画策定

令和 4 年度以降、制度の更なる利用促進に向けた取り組みを進める

## 2 計画期間、計画の位置づけ、他の計画との関係

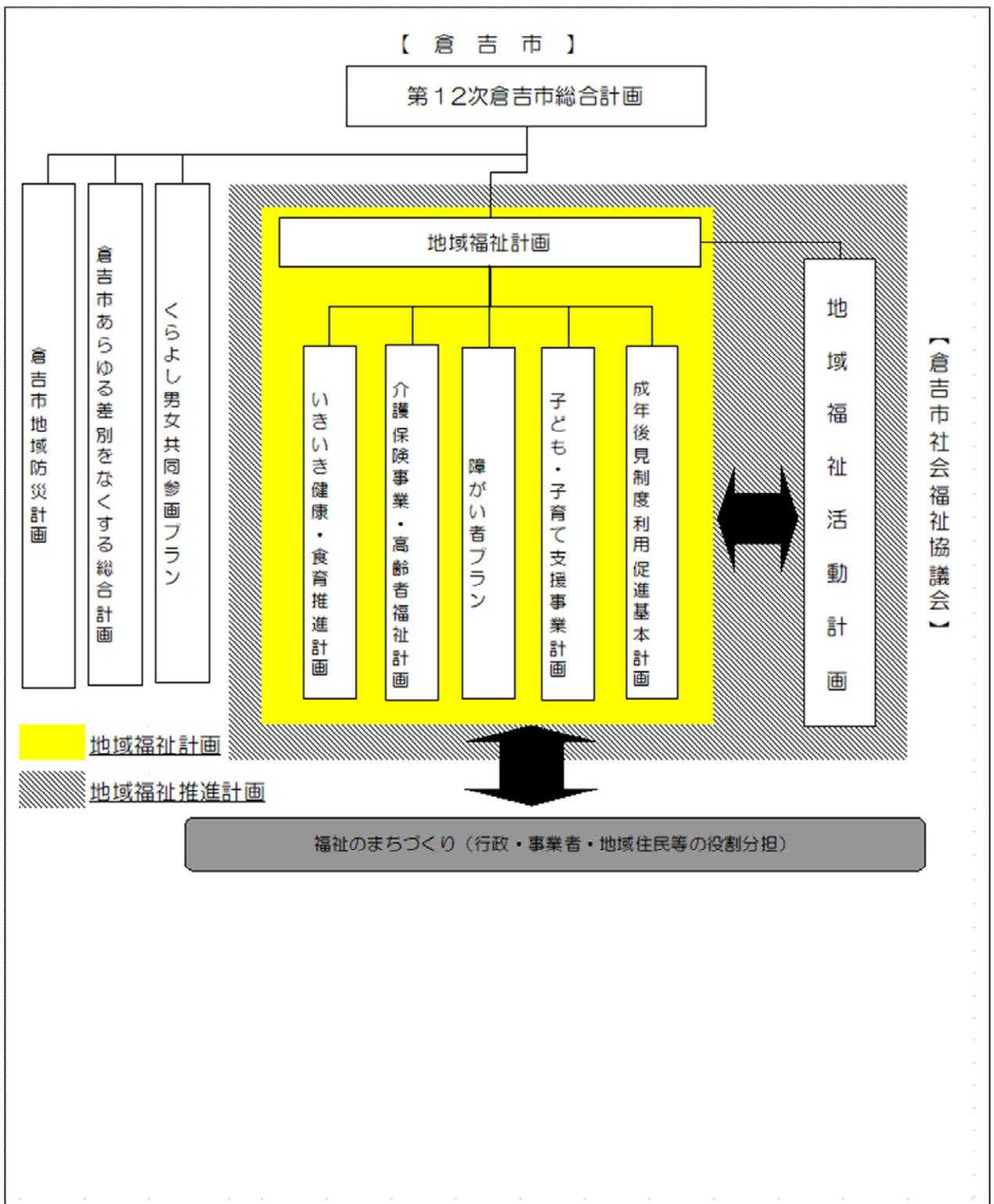
### （1）計画期間

本計画は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とします。

H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
					倉吉市成年後見制度利用促進基本計画（第1期）				
国の成年後見制度利用促進基本計画（第1期）					国の成年後見制度利用促進基本計画（第2期）				

### （2）計画の位置づけと他の計画との関係

本計画は、市の最上位計画に位置付けられる「第 12 次倉吉市総合計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度）と調和し、体系上の上位計画である「第 4 期倉吉市地域福祉推進計画」（計画期間：令和元年度から令和 5 年度）と一体的に連動して取組み、「第 8 期倉吉市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（計画期間：令和 3 年度から令和 5 年度）、「倉吉市障がい者計画」（計画期間：平成 27 年度から令和 5 年度）、「子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度）等関連計画との整合性を図ります。



### (3) 計画の見直し

今回策定する基本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間としていますが、今後、地域福祉推進計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画及び障がい者計画等関連計画の見直しに伴い、本計画についても見直しを検討します。

## 3 計画策定のための組織体制・意見の反映

本計画を策定するに当たり、司法・福祉等の専門職で構成する「倉吉市成年後見制度利用促進協議会」で検討を重ねました。また、令和4年2月1日から令和4年2月22日の期間、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんから幅広く意見を募集しました。

いただいたご意見等は、協議会で検討し、本計画に反映させています。

## 4 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産の管理をしたり、身のまわりの世話のために介護サービスや施設への入所に関する協議をしたり、遺産分割などの協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は大きく分けて①法定後見制度と②任意後見制度の、2つの制度があります。

### ①法定後見制度

法定後見制度とは、既に判断能力が不十分である場合に、本人又は配偶者・四親等以内の親族等の申立てによって、家庭裁判所が適任と認める人（「成年後見人」等）を本人の支援者として選任する制度です。本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型が利用できます。

#### ■法定後見制度の類型

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法第13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人が同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。

## ②任意後見制度

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場に確認することになります。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者（任意後見人となる方）です。

※本人以外の方の申立てにより任意後見監督人の選任の審判をする場合には、本人の同意が必要です。ただし、本人が意思を表示することができないときは必要ありません。

## ■成年後見制度で支援される内容

「財産管理」と「身上保護」について支援が行われます。

### 財産管理とは

財産の保存、財産の性質を変えない範囲での利用・改良を目的とする行為

- ・ 預貯金の管理
  - ・ 税金や水道光熱費などの支払い
  - ・ 不動産・動産の管理
  - ・ 遺産分割
- など

### 身上保護とは

本人の生活、療養看護など身上保護に関する行為

- ・ 家賃の支払いや契約の更新
- ・ 介護・福祉サービス利用の手続き
- ・ 施設への入退所の手続き・費用支払及び処遇の異議申立て
- ・ 医療機関に関する各種手続き
- ・ 要介護認定の申請
- ・ 見守り活動及び本人の権利の代弁（アドボカシー）

など

## 第2章 現状と課題

### 1 高齢者の現状と今後の見込み

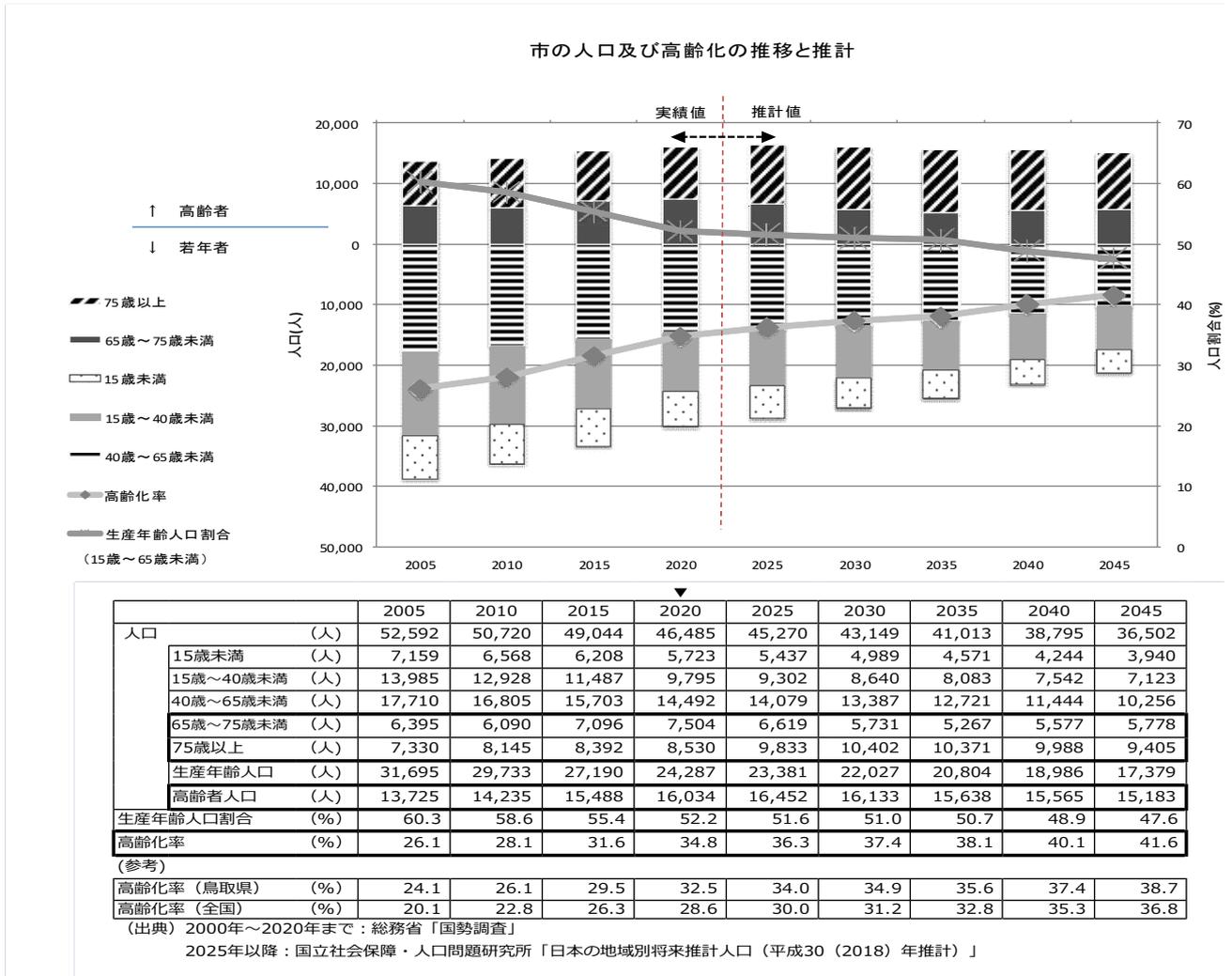
#### (1) 高齢者数の推移

本市の65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は年々増加しており、令和2年10月末現在で15,689人（住民基本台帳）、高齢化率は33.9%となっています。また、75歳以上の後期高齢者は、同時点で、8,190人、後期高齢化率は17.7%となっています。

将来推計では、後期高齢者の数は、令和12（2030）年に10,402人となり、最大となる見込みです。平成27（2015）年と比較すると、2,010人の増加となります。

一方で、40歳～65歳の人（第2号被保険者）は、年々減少しており、令和12（2030）年には13,387人となる見込みです。

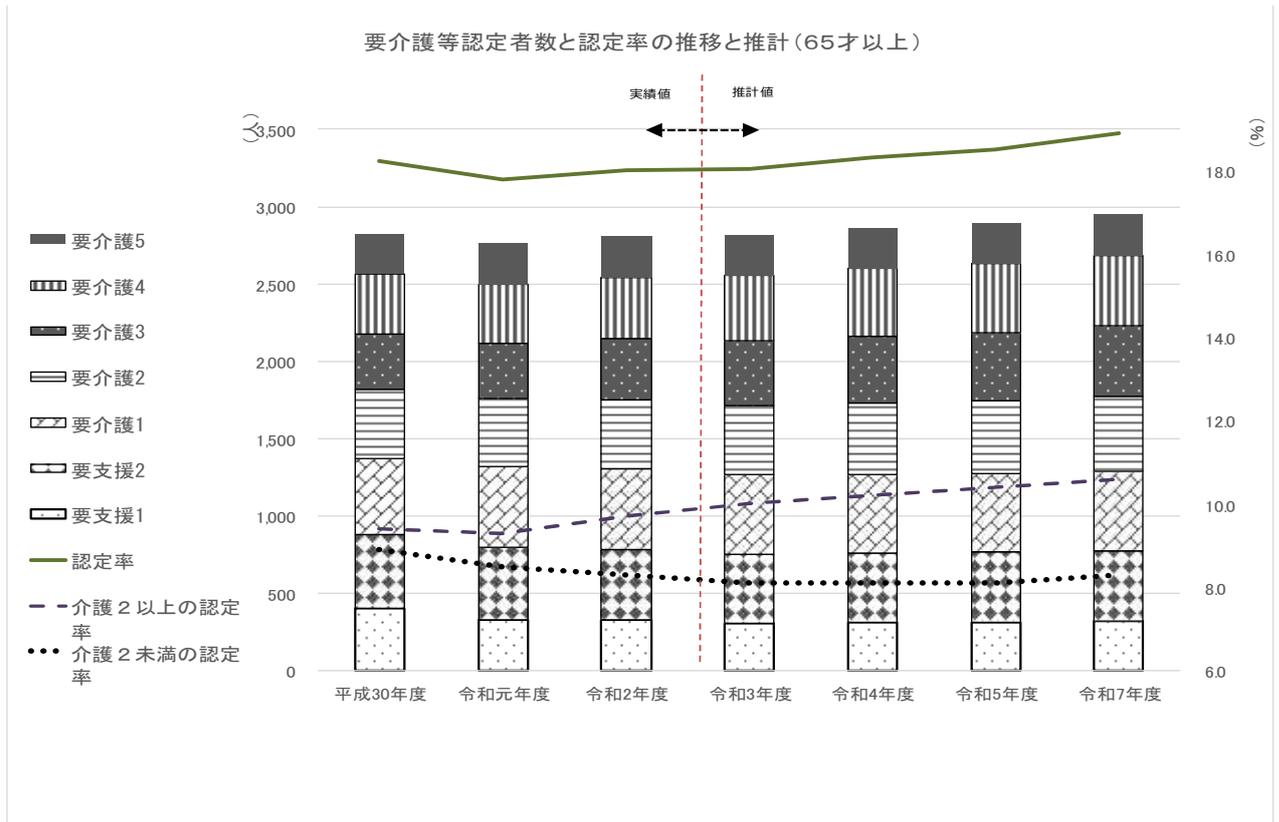
【倉吉市の人口推計】



## (2) 要介護・要支援認定者数と認定率の推移と推計

近年の要介護等認定者数と認定率は、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、認定者の増加と認定率の上昇が推計されており、令和7（2025）年度の認定率は18.9%の見込みです。

【65歳以上の要介護度別人数及び要介護認定率の推移】



	実績値 ← → 推計値 (人)						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要支援1	404	330	330	307	310	312	317
要支援2	472	469	451	448	452	455	459
要介護1	497	518	521	509	505	505	514
要介護2	445	442	446	451	465	475	486
要介護3	361	356	397	420	432	439	452
要介護4	385	382	396	422	435	442	454
要介護5	253	266	271	261	264	264	270
総数	2,817	2,763	2,812	2,818	2,863	2,892	2,952

平成30～令和2年度までは実績値、令和3年度以降は推計値。

平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告書（年報）」、令和元年度：「介護保険事業状況報告書（3月月報）」、

令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告書（月報）」

＜令和3年度以降の認定率と認定者数の算出方法＞

各年度の認定率（男女別・年齢階級別・要介護度別）を、過去の認定率の伸びの傾向から推計し、

各年度の被保険者数（男女別・年齢階級別）の推計に乘じて算出

	実績値 ← → 推計値 (%)						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
認定率	18.2%	17.8%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.9%
介護2以上の認定率	9.4%	9.3%	9.7%	10.0%	10.2%	10.4%	10.6%
介護2未満の認定率	8.9%	8.5%	8.3%	8.1%	8.1%	8.1%	8.3%

### (3) 認知症高齢者の推移

要介護認定を受けている人のうち、認知症を有する人（自立度ランクⅡ以上）は年々増加しており、令和2（2020）年3月末現在1,899人、要介護等認定者に占める割合66.6%となっています。

また、「認知症により介護を要する」とされる自立度ランクⅢ以上の人数も年々増加しており、令和2（2020）年3月末現在961人、要介護等認定者に占める割合33.7%となっています。今後も後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加と重度化が見込まれます。

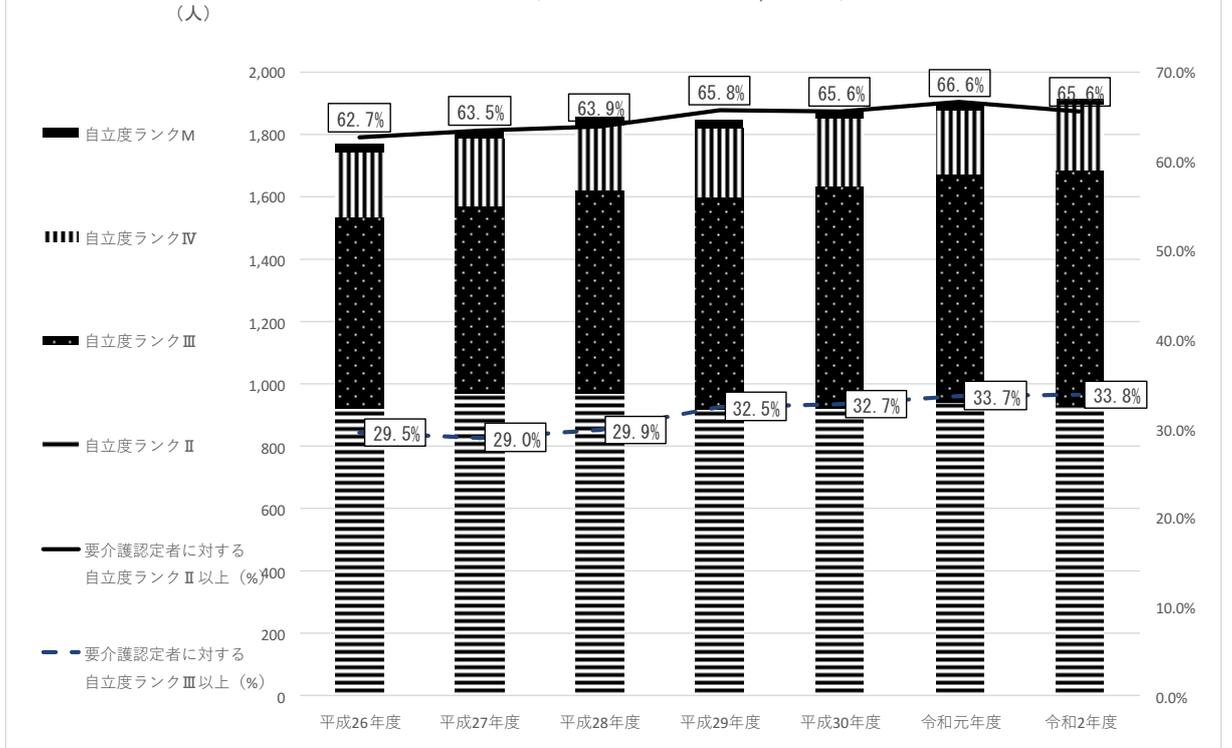
なお、自立度ランクⅡ以上の人数を本市の65歳以上高齢者数で除すると12.1%。厚生労働省が公表する出現率（2012年実績15%、2025年推計20%）の数値を下回っていることから、要介護認定を受けていない65歳以上高齢者の中にも、認知面の低下がある人が相当数あると推察されます。

#### （参考）●認知症自立度について

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

（出典）認定調査員テキスト 2009 改訂版

要介護認定者に占める認知機能が低下した人の推移  
(自立度ランクⅡ以上,Ⅲ以上)



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立(不詳含む)	533	531	532	449	483	435	458
自立度ランクⅠ	566	559	573	556	553	517	545
自立度ランクⅡ	922	968	972	919	920	938	928
自立度ランクⅢ	611	602	649	680	716	737	756
自立度ランクⅣ	208	214	210	222	214	204	209
自立度ランクⅤ	28	24	25	24	21	20	19
要介護認定者数	2,868	2,898	2,961	2,850	2,907	2,851	2,915
自立度ランクⅡ以上	1,769	1,808	1,856	1,845	1,871	1,899	1,912
要介護認定者に対する自立度ランクⅡ以上 (%)	62.7%	63.5%	63.9%	65.8%	65.6%	66.6%	65.6%
自立度ランクⅢ以上	847	840	884	926	951	961	984
要介護認定者に対する自立度ランクⅢ以上 (%)	29.5%	29.0%	29.9%	32.5%	32.7%	33.7%	33.8%

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市内65歳以上人口	14,964	15,140	15,317	15,432	15,556	15,637	15,696
市内65歳以上人口に対する自立度ランクⅡ以上 (%)	11.8%	11.9%	12.1%	12.0%	12.0%	12.1%	12.2%

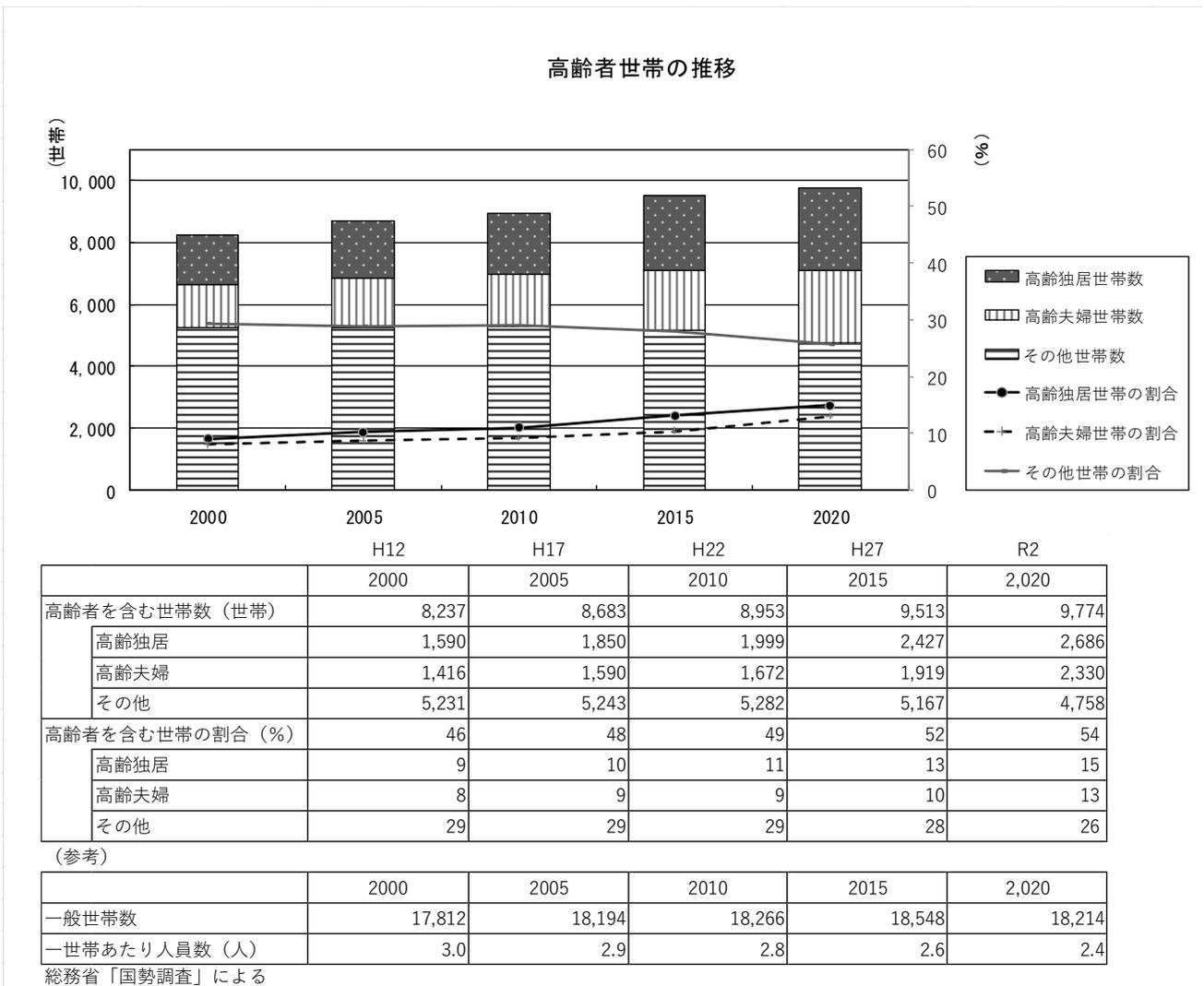
認定者数：各年度末の認定者介護保険システムからのデータを独自集計。国が公表している年報・月報とは時点が異なる。  
人口：住民基本台帳

#### (4) 高齢者世帯の推移

国勢調査の結果では、65歳以上の高齢者を含む世帯は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。なかでも、一人暮らし高齢者世帯の増加が顕著で、平成27(2015)年には平成12(2000)年に比べて1.5倍に増加しています。また、夫婦高齢者世帯も1.3倍に増加しています。

なお、一般世帯(※)を見ると、人口の減少とは反対に世帯数は増加が続いており、1世帯あたり人員数は平成12(2000)年の3.0人から平成27(2015)年の2.6人まで、減少が続いています。

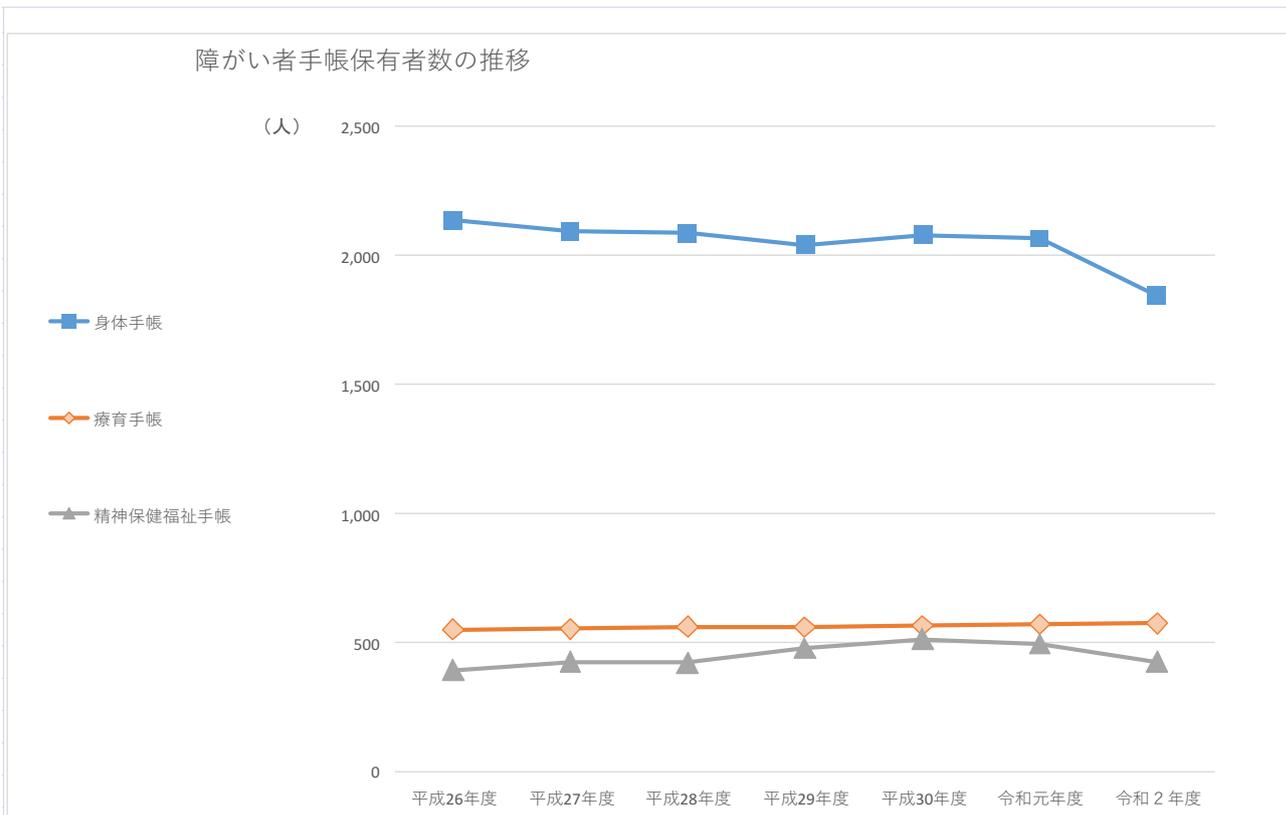
(※) 一般世帯とは：世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数



## 2 障がい者の現状と今後の見込み

### (1) 障がい者手帳所有者の推移

平成26年度から令和元年度までの推移を見ると、療育手帳は3.5%、精神保健福祉手帳は26.3%増加していますが、平成30年度以降はほぼ横ばいとなっているため、今後も大きな増減はないことが見込まれます。



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
身体手帳	2,135	2,092	2,087	2,041	2,079	2,066	1,845
療育手帳	550	553	561	559	565	570	574
精神保健福祉手帳	392	426	421	478	512	495	426
障害者手帳保有者数計	3,077	3,071	3,069	3,078	3,156	3,131	2,845

### 3 各相談支援機関における成年後見制度に係る相談件数等

#### (1) 地域包括支援センター（市内5カ所）

	H28	H29	H30	R1	R2
延相談件数	79	137	184	95	174
制度利用	3	10	13	3	7

※制度利用は、相談から実際に制度利用につながった件数

#### (2) 障がい者地域生活支援センター（市内2カ所）

##### 中部障がい者地域生活支援センター

	H28	H29	H30	R1	R2
延相談件数	2	14	18	9	43

※制度利用に至ったかは集計なし

##### 倉吉市障がい者地域生活支援センター（はっぴい）

	H28	H29	H30	R1	R2
延相談件数	5	6	2	2	6
制度利用	2	5	1	1	2

※制度利用は、相談から実際に制度利用につながった件数

#### (3) 倉吉市社会福祉協議会（あんしん相談支援センター）

	H28	H29	H30	R1	R2
延相談件数 (高齢者)	1	2	10	8	3
延相談件数 (障がい者)	2	2	4	2	2
受任件数	4	10	12	15	14

(4) 中部成年後見支援センター（ミットレーベン）

	H28	H29	H30	R1	R2
延相談件数 (高齢者)	53	36	22	23	50
延相談件数 (障がい者)	10	18	16	36	39
受任件数	6	10	11	10	15

※延相談件数は各年度3月末の件数、受任件数は各年度3月末の累計件数

4 成年後見制度の利用者数

(1) 申立て件数の推移

本市の申立て件数、市長申立て件数ともに、平成28(2016)年から平成30(2018)年まで増加傾向にあり、申立て件数のうち成年後見が大きな割合を占めています。

市長申立て件数は、令和2(2020)年は本市の申立て件数の約15%となっています。

○倉吉市の申立て件数の内訳

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見(人)	24	23	25	13	22
保佐(人)	3	11	6	6	9
補助(人)	2	4	5	3	3
合計(人)	29	38	36	22	34

(資料) 鳥取家庭裁判所

○倉吉市の市長申立て件数の内訳

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
成年後見(人)	4	5	5	1	3
保佐(人)	0	3	2	1	2
補助(人)	0	0	2	1	0
合計(人)	4	8	9	3	5
全体における 市長申立ての割合	13.8%	21.1%	25.0%	13.6%	14.7%

(資料) 鳥取家庭裁判所

## (2) 利用者数の推移

本市の成年後見制度の利用者数は、多少の増減はありますがほぼ横ばいで推移しています。令和3（2021）年10月1日現在をみると、成年後見の割合が約66%、保佐の割合が約23%、補助の割合が約11%でとなっており、任意後見については利用がない状況です。

### ○倉吉市の成年後見制度利用者数の内訳

	令和元年10月1日現在	令和2年10月1日現在	令和3年10月1日現在
成年後見（人）	148	147	146
保佐（人）	44	46	51
補助（人）	27	24	24
任意後見（人）	0	0	0
合計（人）	219	217	221

（資料）鳥取家庭裁判所

## (3) 成年後見制度利用支援事業の利用件数

本市の申立経費の助成件数は、年に数件から十数件程度で推移しています。本市の後見人等報酬の助成件数は、高齢者、障がい者とも助成件数が増加しています。

成年後見制度の利用にかかる経費のうち、申立の経費や後見人等の報酬を負担することが困難な人を対象に助成をしており、そうした人の利用が増えています。

### ○倉吉市の申立経費助成

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
<b>【高齢者】</b>					
助成件数（人）	0	8	11	3	5
助成金額（円）	0	205,792	185,808	14,999	32,885
<b>【障がい者】</b>					
助成件数（人）	0	1	0	1	0
助成金額（円）	0	2,814	0	7,597	0

### ○倉吉市の後見人等報酬助成

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
<b>【高齢者】</b>					
助成件数（人）	8	15	17	22	29
助成金額（円）	1,865,000	3,276,000	3,474,000	4,698,000	5,956,000
<b>【障がい者】</b>					
助成件数（人）	3	2	4	7	8
助成金額（円）	576,000	414,000	648,000	1,458,000	1,728,000

#### (4) 市民向け啓発研修の実施状況

本市では平成29(2017)年度から、成年後見制度の基礎的な知識と市民後見人の必要性について市民の方に広く知っていただくため、倉吉市社会福祉協議会に市民後見人養成事業を委託し、啓発研修を実施しています。

実施年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
啓発研修参加者数	90名	52名	27名	-	21名
啓発研修の内容	「落語で学ぶ成年後見制度」 講師：桂ひな太郎	「講談で学ぶ成年後見制度」 講師：神田織音	「おひとりさまの認知症と成年後見制度」 講師：中澤まゆみ	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	「漫才で学ぶ成年後見制度」 青空一風千風

(資料) 倉吉市社会福祉協議会

#### (5) 市民後見人養成状況

本市では平成29(2017)年度から、市民後見人の養成について倉吉市社会福祉協議会に事業を委託し、令和2(2020)年度までに39名が受講。令和3(2021)年度から後見人候補者名簿に11名が登録、うち4名が市民後見人として活動しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受講者数	10	9	10	10	4
市民後見人登録者数	-	-	-	-	11
市民後見人受任者数	-	-	-	-	4

(資料) 倉吉市社会福祉協議会

### 5 日常生活自立支援事業の利用者数

倉吉市社会福祉協議会では、判断能力が不十分なため、日常生活を送る上で支障がある人に、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスなどを行っています。

なお、日常生活自立支援事業の実契約件数については、20から30件程度で推移しています。

○日常生活自立支援事業利用者数の推移 (各年3月末時点)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認知症高齢者(人)	10	8	9	11	5
知的障がい者(人)	11	9	7	7	8
精神障がい者(人)	5	8	6	7	6
その他(人)	1	0	1	1	1
合計(人)	27	25	23	26	20

(資料) 倉吉市社会福祉協議会

## 6 関係機関へのアンケート調査結果

アンケートの実施状況について（令和3（2021）年8月実施）

（1）後見人等受任団体（専門職5団体） 全ての団体が回答

- ・鳥取県弁護士会 ・リーガルサポート鳥取支部
- ・コスモス成年後見センター鳥取県支部 ・権利擁護センターぱあとなあ鳥取
- ・鳥取県精神保健福祉士会

- 5団体中3団体が成年後見人等の受け皿が十分整っていないと感じている。
- 5団体中4団体が第三者後見人の確保が難しいと感じている。今後成年後見制度の利用が進んでいくと担い手が不足することが予想される。
- 成年後見人等の受け皿不足解消のため、市民後見人の積極的な育成及び行政、各専門職団体、その他関係機関との密な情報共有と連携が必要と感じている。
- 被後見人等の意思決定支援を実現するために、各団体が会員への情報提供や研修を実施している。

（2）相談支援機関（12団体） 全ての団体が回答

- ・市内5地域包括支援センター ・中部4町の地域包括支援センター
- ・中部障がい者地域生活支援センター ・倉吉市障がい者地域生活支援センター
- ・倉吉市社会福祉協議会

- 全ての相談支援機関が、今までに判断能力が低下していると思われる方の支援を行ったことがある。
- 12団体中8団体が、判断能力が低下していると思われる方を支援する中で権利擁護の観点から不安を感じたことがある。
- 成年後見制度について相談を受ける場合、本人の家族・親戚のほか、ケアマネージャーからの相談が多く、全ての機関で日常の金銭管理（日常の買い物、公共料金の支払い等）に関する相談が見られる。
- 成年後見制度に関する相談の際、対応を依頼したり、相談を進めたりする機関としては、中部成年後見支援センターや市役所が多い。
- 全ての相談支援機関が、成年後見制度は、業務を行う上で必要な制度だと考えている。
- 成年後見制度が利用しやすいものとなるため、12団体中9団体が制度内容等についての広報（パンフレットや説明会）が必要と感じている。

- 全ての相談支援機関が市民後見人について知っており、ほぼ全ての機関が活用したいと考えている。

(3) 金融機関（市内に店舗がある8金融機関） 全ての団体が回答

- 8金融機関のうち7金融機関が、今までに判断能力が低下していると思われる方の対応を行ったことがあり、その対応に不安を感じたことがある。
- 判断能力が低下していると思われる方へ、家族等の同席を依頼している（5機関）、ゆっくり丁寧に説明し、理解できているか確認している（5機関）などの対応を行っている。
- 全ての金融機関で、判断能力が低下していると思われる方の対応を行う上で、成年後見制度の利用が必要であると感じたことがあり、金融機関の業務を行う上で必要な制度であると感じている。
- 全ての金融機関が成年後見制度について、相談できる関係機関等を知っており、相談を進める関係機関として、地域包括支援センターが7金融機関で最も多かった。

## 7 課題整理

計画策定の背景、本市の現状やアンケート調査結果等から見えてくる主な課題は、以下のとおりと考えられます。

### 課題1：権利擁護に係る相談体制・支援体制の整備

本市の成年後見制度の利用者となりうる認知症高齢者は約 960 人、知的障がい者は約 570 人、精神障がい者は約 500 人です。一方、成年後見制度の利用者は約 220 人となっています。

全国的な利用状況と同様に、制度が十分に活用されているとは言えない状況のため、国の基本計画において位置付けられている「中核機関」が中心となって、権利擁護支援が必要な人を把握し、適切な支援につなげる体制を整備する必要があります。

支援の必要な人の相談窓口として、倉吉市の長寿社会課、福祉課をはじめ、中部成年後見支援センター、各地域包括支援センターや障がい者地域生活支援センター、倉吉市社会福祉協議会等があり、それぞれで権利擁護に関する相談対応・支援を行っていますが、各相談支援機関のみでは解決できない課題等もあるため、専門職や関係機関が連携を強化していくことが必要です。（地域連携ネットワークの構築）

また、後見人等の選任後でも、支援の必要な人が抱える全ての課題が解決するというわけではなく、日々変化する状況や本人の状態の変化に応じて後見人等を中心とする関係者を含めた「チーム」での支援方針を検討する仕組みの構築も必要となってきます。

### 課題2：本人の意思決定や身上保護に重点を置いた支援

今後、支援の必要な高齢者や障がい者の増加が見込まれる一方で、少子高齢化に伴い、後見人となる親族が減少することが予想されるとともに、専門職後見人の数には限りがあることから、成年後見制度の受け皿となる担い手の不足が懸念されています。また、将来的に増加が見込まれている成年後見制度の需要に対応するためにも、市民が地域で支え合い共生していくことのできる地域づくりを進めることが必要です。

このような状況を踏まえ、社会福祉法人、一般社団法人などの法人が成年後見人となる「法人後見」や、専門職や親族以外の市民の立場で後見活動を行う「市民後見人」など担い手の確保が必要です。あわせて、本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用のためには、権利擁護意識や福祉的視点の醸成など、後見人の能力の向上が求められています。

### 課題3：成年後見制度の認知度の向上

成年後見制度が導入されて20年が経過したところですが、広く制度内容が認知されているとは言えない状況にあります。司法等機関や相談支援関係機関等でも成年後見制度が利用しやすいものとなるためには制度内容等についての広報が重要です。成年後見制度を広く周知し、多くの人が正しく理解できるよう取組を進める必要があります。

また、各相談支援機関等の支援する側や金融機関等で対応に当たる側においても、成年後見制度に関する知識や制度に関する理解度や経験に個人差があるため、権利擁護を踏まえた適切な支援につなげるためには、研修等の制度の理解促進に係る取組が必要です。

人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がありますが、制度の利用が進んでいない状況です。制度自体の認知度が低く、いつどのタイミングでどこに相談したらよいかわからないなどが原因として考えられます。公証役場や法務局等の関係機関と連携して、任意後見制度の利用促進に向けた周知・相談の仕組みづくりを進める必要があります。

### 課題4：成年後見制度の利用に係る申立支援と経済的負担の軽減

成年後見制度の利用が伸びない要因の一つに、申立に係る戸籍関係書類の取得、書類の整備や手続きの煩雑さがあります。支援関係者に利用申立に係る業務、手続きについての研修会を開催するなど申立支援に係る取組が必要です。

また、成年後見制度を利用する際に、申立にかかる費用や後見人等への報酬を負担することで生計を維持することが困難な方について、本市の助成制度がありますが、経済的理由により成年後見制度の利用が妨げられることがないよう、助成制度のあり方を検討する必要があります。

## 第3章 計画の基本理念、基本目標と施策の体系

### 1 基本理念

本市の上位計画である「倉吉市地域福祉推進計画（第4期）」の基本理念（地域共生社会の実現）を前提に、成年後見制度利用の現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

#### 『みんながいきいきと輝くまちづくり』

### 2 基本指針

#### 『誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり』

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人は、自らにとって必要なことを主張したり、一人で必要な介護・福祉サービスなどを適切に選択・決定したりすることが難しいため、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援が必要です。

権利擁護が必要な人を、速やかに適切な支援につなげるために、行政だけでなく地域住民、地域の関係者、相談支援機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で権利擁護支援に取り組む仕組みづくりが求められています。

また、判断能力が不十分な状態になっても地域社会の中で、その人らしい生活が継続できるように、財産管理だけではなく、本人の意思が尊重され、生活の質の向上につながる福祉的な支援も重要となります。

こうしたことから、既存の体制や取組をいかしつつ、地域の関係者、福祉・司法の関係機関、行政等が連携して、権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある人などを包含した、全ての市民が安心して自分らしく生きることのできる共生のまちづくりを目指していきます。

### 3 基本目標

本計画では、基本指針の実現に向けて、成年後見制度を取り巻く課題を解決するため、2つの基本目標を設定します。

#### 【基本目標1】

##### 成年後見制度の利用を推進するための体制整備

権利擁護が必要な人を発見し、適切な支援につなげていくためには、家庭裁判所と市及び地域の関係団体や関係機関とのネットワークを構築し、地域の資源を有効に活用した連携体制を整備することが大切です。

権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、法律・福祉の専門職団体、医療・福祉関係団体、相談支援機関及び地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築します。

あわせて、地域連携ネットワークの中核となる機関の機能分化と機能強化を行います。

#### 【基本目標2】

##### 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

成年後見制度の利用を促進するためには、誰もが安心して制度を利用できる仕組みをつくることが重要です。

成年後見制度を必要とする人が、必要なときに制度利用に結びつくように、地域連携ネットワークをいかして、制度の周知や利用支援等を行っていきます。

認知症や知的障がい、精神障がい等により、本人の判断する能力が十分でなく、自ら支援を求められない人を適切な支援につなげていくためには、身近な親族や地域住民、福祉関係者、医療関係者が、権利擁護支援についての理解を深め、早めに本人の変化を捉えて、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援につなげていくことが大切です。

#### 4 施策の体系

基本理念のもとで目標達成を図るため、次の点を施策として、相乗効果を生み出しながら、具体的な今後の取組を行います。

基本理念	基本目標	施策
みんながいきいきと輝くまちづくり	基本目標 1 成年後見制度の利用を推進するための体制整備	施策 1-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等
		施策 1-2 中核機関の機能分化と機能強化
		施策 1-3 成年後見人等の受け皿の拡大
	基本目標 2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり	施策 2-1 成年後見制度の周知・啓発
		施策 2-2 申立支援と助成制度のあり方の検討
		施策 2-3 意思決定支援と身上保護の重視

## 第4章 今後の取組

### 基本目標1 成年後見制度の利用を推進するための体制整備

#### 施策1-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等

市民及び地域とともに、行政、家庭裁判所、民間の団体等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を、早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。

地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存の仕組みのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークの取組を進めます。

このため、市は「中核となる機関（中核機関）（用語解説欄1を参照）」「チーム（用語解説欄2を参照）」「協議会（用語解説欄3を参照）」の3つの仕組みにより、権利擁護支援の必要な人が、成年後見制度を含む適切な支援を利用できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

#### (1) 地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）

中部1市4町は、令和2年度に一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉と合符で中核機関を設置しました。一次相談支援の窓口及び事務局は、市担当課（長寿社会課、福祉課）に置きます。高齢者等は長寿社会課を中心に地域包括支援センターと、障がい者等は福祉課を中心に障がい者地域生活支援センターと一体となって、関係する相談支援機関が連携する形で包括的支援体制を構築します。権利擁護支援・成年後見制度に関する総合窓口は長寿社会課とします。

市の一次相談支援で対応ができない場合には、二次相談支援で対応します。二次相談支援窓口及び事務局は、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉内に設置された中部成年後見支援センター（以下「後見支援センター」\*という。）にあります。

#### \* 中部成年後見支援センター

鳥取県中部地区における成年後見制度の利用促進を図るため、鳥取県の補助及び中部1市4町からの委託を受け、平成25年に開所しました。中部地区にお住まいの高齢者・障がい者の方の権利擁護に関する相談窓口です。

後見支援センターでは、関係機関と調整を行いながら成年後見制度などの権利擁護支援に関する相談支援及び虐待等の困難事案の法人後見活動に取り組ん

でいます。

また、地域の専門職及び幅広い関係者が連携・対応できる体制づくりを推進し、権利擁護の視点から中部地区における相談支援体制を構築することを目的として「鳥取県中部地区高齢者障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議」を開催してきました。

さらに、適切な成年後見制度の利用のために、法律・福祉の専門職の関与等が必要な場合には適切な支援につなげたり、後見人等の後見活動へのサポートを行ったり、家庭裁判所や県内の成年後見支援センターと連携し、情報交換や調整等を行います。

そして、様々なケースに対応できる法律・福祉の専門知識や、地域の専門職及び幅広い関係者から円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を総合的に推進していきます。

## (2) チームによる後見活動の推進

後見等開始前は本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わり、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みとして、「チーム」による後見活動を推進し、チームづくりを支援します。

チームは、権利擁護支援の検討段階においては、地域の中で権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援へ結び付ける機能を果たし、後見等利用開始前（申立ての準備から後見人等の選任まで）においては、申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申立てを行います。後見等開始後（後見人等の選任後）においては本人の意思を丁寧にくみ取り、その意思決定を支援し、自己決定権の尊重と身上保護を重視した成年後見制度の運用を促進していきます。

市は、チーム支援の状況を把握し、高齢者等は長寿社会課が、障がい者等は福祉課が窓口となり、チーム関係者からの相談により、情報共有会議（カンファレンス会議）、支援方針検討会議（ケース会議）を開催します。

また、後見人等の選任の際には受任者調整会議（マッチング会議）を開催し、適切なチーム運営を支援します。

## (3) 専門職団体や関係機関による協議会の設置

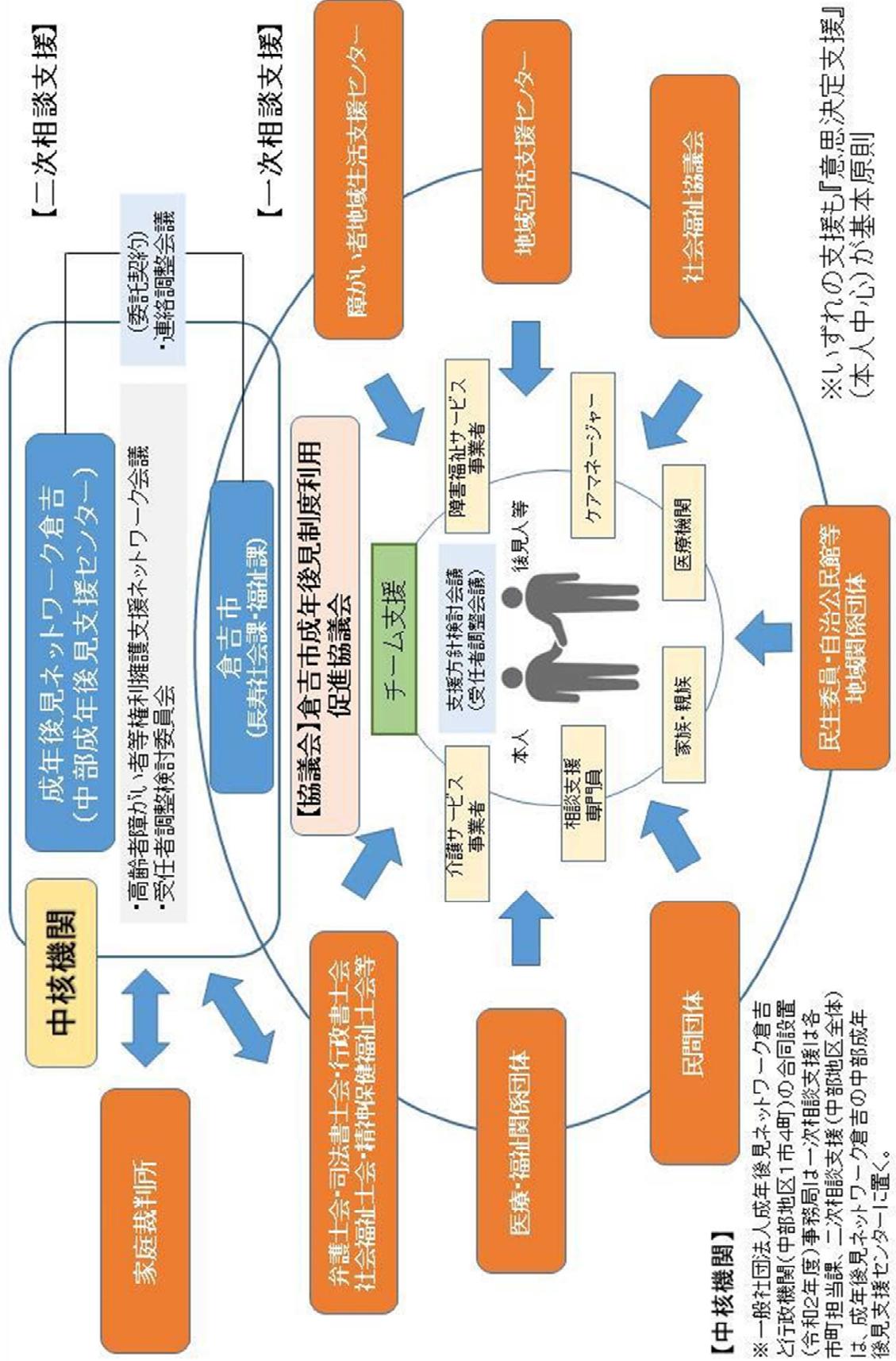
地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮できるように、法律・福祉の専門職団体、福祉・保健医療の関係機関、地域の関係団体、行政等を構成員とする倉吉市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

協議会では、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援について、地域課題の

検討・調整・解決に向けた協議を行います。

また、協議会には家庭裁判所や専門職団体の参加も依頼し、連携協力の体制づくりを推進します。

# 中核機関と地域連携ネットワークのイメージ図



**【中核機関】**  
 ※一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉  
 と行政機関(中部地区1市4町)の合同設置  
 (令和2年度)事務局は一次相談支援は各  
 市町担当課、二次相談支援(中部地区全体)  
 は、成年後見ネットワーク倉吉の中部成年  
 後見支援センターに置く。

## 相談支援体制

### ① 一次相談支援（倉吉市長寿社会課、福祉課）

・個々の相談支援機関が連携して取り組む必要のあるケース

・支援方針検討会議の迅速な開催（チームによる支援）

（役割）

・情報の共有と支援方針の検討 → 継続的な支援の実施

（コーディネート機関）

・市町村行政・（高齢者）地域包括支援センター及び（障がい者）地域生活支援センターはネットワークのなかめ

・他機関協働による包括的支援体制 ⇒ チームのメンバーの選定（関係機関が相互に連携）

・相談支援のながれ（受任調整（マッチング）等の支援体制の流れ P30参照）

・後見制度を利用しなくても、多様な支援を必要とするケースは多い

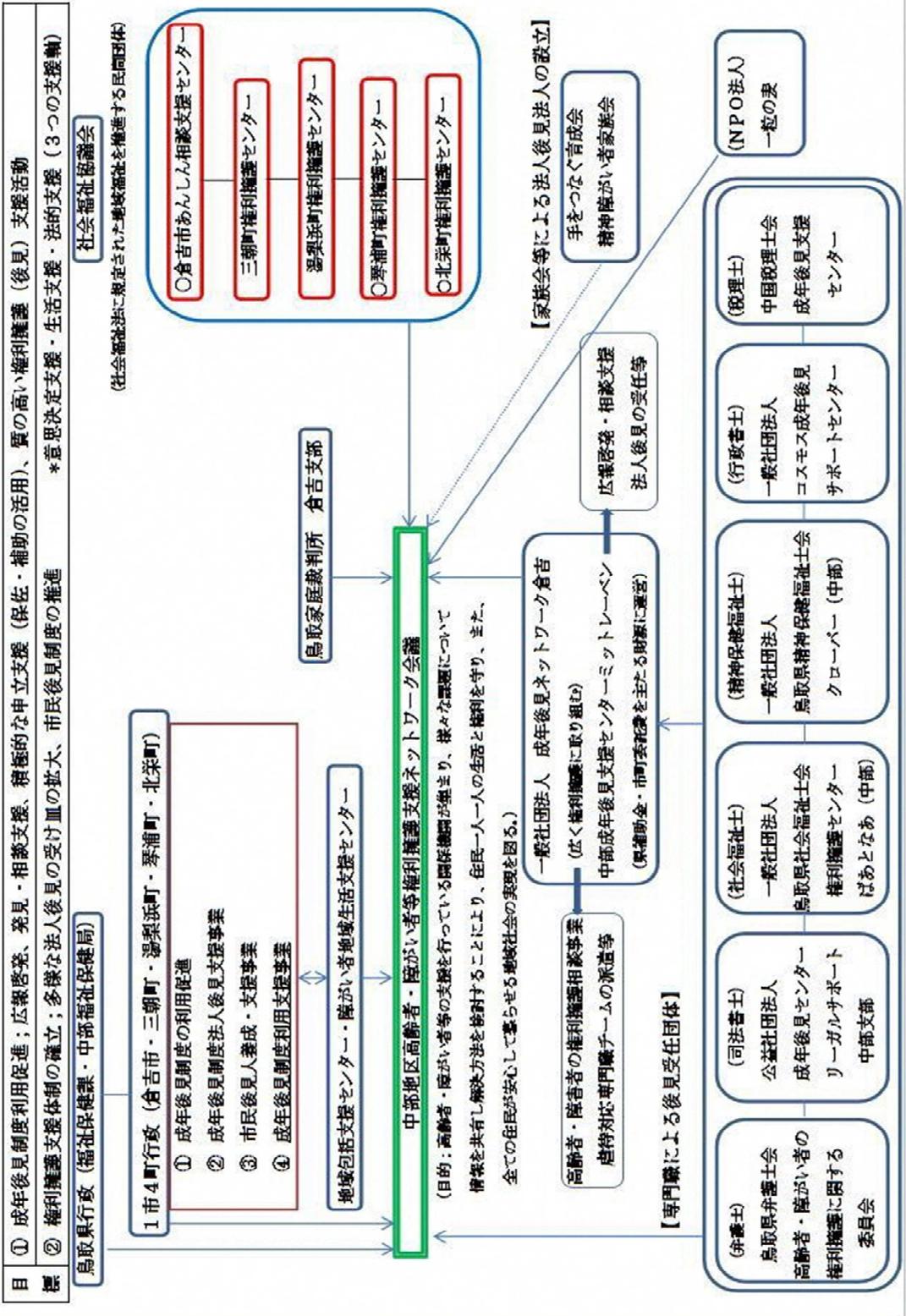
・成年後見制度利用の場合は、マッチング会議へ移行

### ② 二次相談支援（成年後見ネットワーク倉吉）

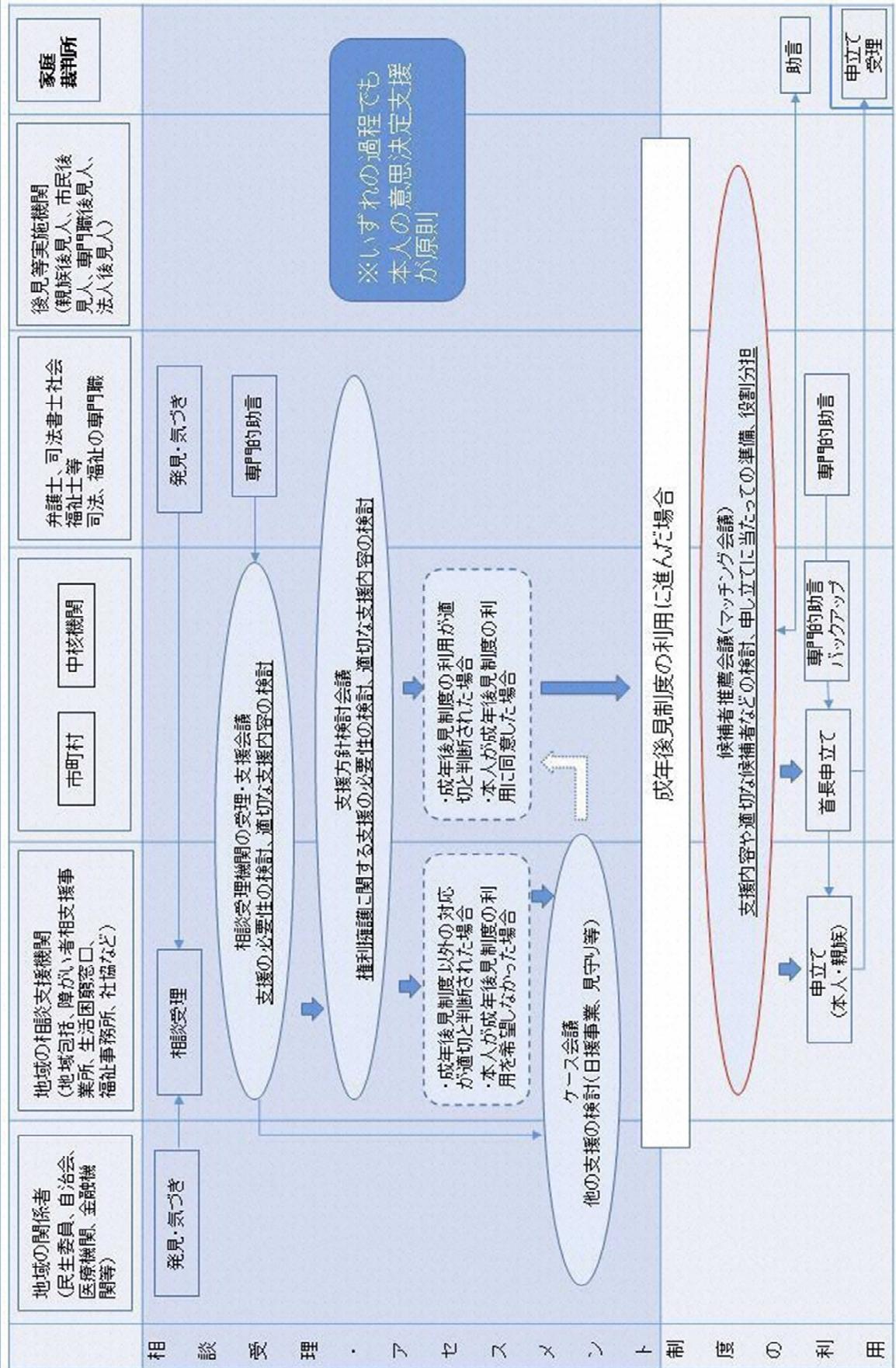
・受任者調整検討委員会（受任候補者5団体からの選出委員）

・一次相談支援でマッチングが困難な場合等

# 鳥取県中部地区における成年後見利用促進と権利擁護支援体制



# 受任者調整（マッチング）等の支援体制の流れ



## 施策1-2 中核機関の機能分化と機能強化

中部1市4町がそれぞれ関係機関と連携し相談機能を充実させ、権利擁護支援を行いながら、中部地区全体では後見支援センターを中心に、重層的な体制により相談支援を強化し、成年後見制度利用促進の地域連携ネットワークを構築し、各種機能の充実を図ります。

広報機能については、中部1市4町共通で使える、わかりやすく説明しやすいパンフレットの作成を行います。また、権利擁護支援が必要な人を早期の段階から発見・支援するためには、日常的に高齢者や障がい者と接する機会の多い福祉・医療関係者の意識醸成が必要です。福祉・医療の関係機関、市関係部署、地域包括支援センター及び相談支援事業所の職員、民生児童委員等を対象に、支援関係者の要望も聞きながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの適切な利用に結び付けるための研修等を実施します。

相談機能については、施策1-1で記載のとおり一次相談支援（各市町）と二次相談支援（中部地区全体）の体制となっています。一次相談支援については市関係部署が中心となり、地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センター及び倉吉市社会福祉協議会等と連携・役割分担し、相談支援にあたります。

市の一次相談支援で対応できない場合には、二次相談支援で対応します。一次相談支援でマッチングが困難な場合や虐待案件などの困難ケースの場合に二次相談支援につなぐこととします。そのため、令和3年度には、一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉に「受任者調整検討委員会」を設置し、事務局は後見支援センターに置くこととしました。

一次相談支援で相談を受ける際、統一的な対応ができるように中部1市4町共通で使える「対応マニュアル」の作成についても検討します。

利用促進機能として、受任者調整（マッチング）では、申立ての妥当性の確認、申立てのあり方の検討、求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見候補者の検討を行い、中立性・公平性を担保し、利用者がメリットを実感できる後見人等の選任を行います。

また受任者調整に当たっては、統一様式「カンファレンスシート（支援方針検討会議用）」を作成しており、これを活用することとします。

後見人支援機能として、後見人等による財産管理の側面のみならず、認知症高齢者や障がい者の意思を丁寧にくみ取り、意思決定支援や身上保護の側面を重視しながら支援します。そして、後見人等が適切な支援活動を行えるように、後見活動に関する相談に対応し、関係機関との連携を強化し、モニタリングを行いながら後見人やチーム関係者の活動を支援します。親族後見人、市民後見人等から相談を受ければ、相談支援機関や行政、関係者が連携して丁寧に支援を行います。

成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、不正防止の取組は重要です。本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、後見人等の孤立を防ぎ、権利擁護支援チームの一員として後見人等が職務を行うことができるよう、日常的な相談が受けられる体制づくりに取り組みます。

項目	主な機能（概要）		事業内容
ア) 広報機能	関係機関と連携しながら、パンフレットの作成・配布、研修会、セミナー企画等の広報活動の活性化を図る。（住民等への周知啓発等）		①相談窓口の広報、パンフレット等の作成 ②住民対象の相談会、啓発研修会等の開催
イ) 相談機能	相談窓口の拡大、相談受理ケースに係る後見等のニーズの精査と必要な支援体制に係る調整を行う。 （一次相談支援体制） ・行政、社協、包括、障がい者地域生活支援事業所等で相談受理から家裁申立てまでを支援、受任団体も相談窓口を設置		①一次相談支援体制の充実強化 ・個別支援検討会議の開催 ・一次支援機関職員研修会の開催 ②二次相談支援体制の構築 （一次で対応困難なケース、苦情等対応） ・中核機関に「受任者調整検討委員会」の設置 ・「受任者調整検討委員会」の開催と家裁との連絡調整
ウ) 成年後見制度利用促進			
a) 受任者調整（マッチング）等の支援	親族後見人候補者の支援 （現行）家裁の監督と後見支援信託制度等	親族への助言、専門職への繋ぎ、親族後見人への継続的支援体制の調整	①基本的に、イ)の一次及び二次相談支援窓口で対応 ・成年後見実務者研修会の開催
	市民後見人候補者等の支援 （課題）4町に住所のある市民後見人の登録先やマッチング	市民後見人候補者とのマッチング、市民後見人への継続的支援体制の調整	①法人後見事業運営委員会（倉吉市社協）への委員派遣 ・市民後見人へのマッチング ②市社協への支援（バックアップ）
	受任者調整（マッチング）等 （現行）各受任団体（法人）が家裁への候補者名簿を提出	後見人候補者名簿、法人後見できる法人への候補者名簿等の整備と家裁への推薦	①マッチングは、個別支援検討会議を経て行うことを原則に、イ)の一次及び二次相談支援で対応
	家庭裁判所との連携	上記の機能を推進するため、日頃からの連携体制を整える	①中部地区高齢者等権利擁護支援ネットワーク会議へオブザーバーとして参加
b) 担い手の育成・活動の促進	市民後見人の研修・育成・活用	ネットワークの連携した取組、市民後見研修終了者の社協等での実務経験体制	①市民後見人養成事業実行委員会への委員派遣 ・市民後見人養成事業への継続的支援（⇒市社協H29～）
	法人後見の担い手の育成・活動支援	社協、親の会等の法人後見への取組への支援	①法人後見未設置の社協への働きかけ、親の会、社会福祉法人の法人後見への取組み促進 ②法人後見従事者養成研修会の開催
c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行			①県及び市町村社協との意見交換会 具体的な取り組み方法の検討
エ) 後見人支援機能	・親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談への対応体制 ・「関係機関連携チーム」による継続的な支援体制の構築 ・後見人との関係が不調なケース、後見人の交代が必要なケース等への迅速、柔軟な対応ができるよう家裁との連絡調整		①基本的に、イ)の一次及び二次相談支援窓口で対応 ・後見受任団体（法人等）での対応もあり ②家裁との連絡調整
オ) 不正防止効果	・親族後見人等の孤立防止、日常的な相談が受けられる体制づくり（法務省等で実効的な方策を検討中）		⇒ウ)の a) b)を中心に、ア)～エ)の施策が充実すれば効果が高まる

### 施策1-3 成年後見人等の受け皿の拡大

市民後見人には、地域における身近な存在として、成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができ、同じ市民の立場で支えることによるきめ細やかな支援が期待されます。

そこで、本市ではこれまで、成年後見人等の受け皿として後見人等候補者を増やすため、倉吉市社会福祉協議会において、市民後見人の養成講座を開講し、市民後見人の育成を行ってきました。

今後、さらなる成年後見制度の利用が見込まれる中、不足する後見人等の受け皿のみならず、地域共生社会を実現するためにも市民後見人の育成に今以上の取組を行っていきます。また、市民見人等候補者の養成に当たっては、中部1市4町で連携し、受講生の募集や養成講座を実施するなど、効率的な運用を図ります。

また、養成講座終了後も、倉吉市社会福祉協議会が実施している法人後見の補助員や日常生活自立支援事業の生活支援員として実践活動に従事した後に、倉吉市社会福祉協議会との複数後見を受任するなど養成した市民後見人が一人で活動できるようになるまでの期間、細やかな市民後見人の支援体制を整えてきましたが、更に充実強化を図っていきます。

#### 市民後見人養成と活動までの流れ



## 基本目標2 誰もが安心して成年後見制度を利用できる仕組みづくり

### 施策2-1 成年後見制度の周知・啓発

本市ではこれまで、成年後見制度に関わる専門職団体や倉吉市社会福祉協議会などにおいて、市民向けの周知や啓発活動を行ってきました。

今後、成年後見制度を利用する人や制度を必要とする人が増加していくことを踏まえ、地域社会においてより一層制度の理解を深めていく必要があります。制度を正しく理解することが安心した制度利用につながることから、様々な機会に各種媒体を活用し周知・啓発に取り組みます。

成年後見制度を必要とする人が必要なときに利用できる仕組みとなるよう、身近な支援者が「成年後見制度の活用が必要なかもしれない」「権利擁護の支援が必要なかもしれない」と気づけるように啓発する必要があります。

後見支援センターや倉吉市社会福祉協議会と連携を図り、市民や関係機関向けに研修会を実施します。制度周知に向けて、中部1市4町共通で使える、わかりやすく説明しやすいパンフレットの作成を行います。また、ホームページ、ICT等も活用した制度周知、セミナー、相談会の開催など、制度内容や相談窓口について市民や関係機関に周知するための広報・啓発活動を行います。これらを通じて、相談窓口と連動した権利擁護支援のニーズキャッチと関係機関との連携による権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断が期待されます。

また、身近で権利擁護支援を必要としている人を早期に発見し、迅速な相談・支援につなげるため、判断能力が十分ではない人に接する機会が多い民生児童委員や自治会、福祉・医療関係者及び金融機関などの民間事業者等に対し、制度の理解促進を図ります。

### 施策2-2 申立支援と助成制度のあり方の検討

本市では、市内に居住する判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で、本人が成年後見等に関する審判申立てを行えない場合や審判申立てを行う親族がない場合に、必要と判断すれば市長が家庭裁判所に対して後見等開始の審判申立てを行っています。

また、成年後見制度利用者の収入、資産等の状況に応じて、申立てに係る費用や後見人等への報酬を助成しています。

今後、成年後見制度の利用が必要な人の増加に伴い、成年後見制度利用支援事業へのニーズも高まっていくことが見込まれるため、適切かつ円滑に事業を実施することが求められています。

#### (1) 市長申立ての実施

成年後見制度を利用する必要があるものの、親族による申立てができない事

情がある人に対して、適切かつ円滑に市長申立てを実施します。

#### (2) 申立費用及び後見人報酬への助成

収入、資産等の要件を満たした人に対し、その申立費用及び後見人等への報酬を助成します。

必要な人が成年後見制度を利用できるよう成年後見制度利用支援事業の活用を促進していく必要があります。助成の要件について、経済的な理由により制度を利用できない人がないよう検討していきます。

### 施策2-3 意思決定支援と身上保護の重視

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に適時・適切につながるができるようになり、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる地域社会の実現が可能となります。

本人の判断能力や家族関係がどのような状態となっても、ひとり一人の個人としてその意思が尊重され、福祉や医療のサービスが必要なときは、安心してサービスを受けることができるようにしていくことが重要です。

成年後見制度の利用者は判断能力の不十分な人ですが、判断能力が不十分だからといって、自らの意思決定能力がないわけではありません。法律行為の内容に本人の表明した意思、意向、嗜好、価値観等を適切に反映させ、その実現を通して、その人らしく生きることを支えるのが成年後見制度です。

意思決定支援は、生活支援、法的支援等を行うに当たって、基本となる支援であり、成年後見人等の支援者の価値観や社会の常識（たとえ、それが本人にとって良かれと思っても）をもって、本人の意思決定を妨げることがないよう細心の注意を払う必要があります。判断能力が不十分な人も含め、全ての人は意思決定能力を有していると捉えることが基本です。支援者をはじめ多くの人にこの基本理念の周知を図っていきます。

後見人等の支援においては、適切な身上保護と見守りを行うとともに本人の意向に基づいた福祉や医療等の公的サービスの提供がなされるよう支援を行います。また、本人の財産は福祉や介護サービスを始め、生活の質の向上に活用されるよう支援します。

## 第5章 計画の推進と評価

### 事業評価についての具体的手法

毎年度、本計画の進捗状況について取りまとめ、倉吉市成年後見制度利用促進協議会に報告し、分析・評価を行います。7月末までに協議会に当該年度の具体的な取組計画を報告するとともに、前年度の進捗状況の振り返り・評価を行います。

国等の動きを注視しながら、計画の進捗状況の振り返り、計画の見直しや次期計画に向けての検討を行います。

計画を実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを活用して、成年後見制度の利用見込・取組・目標等を継続的に評価・分析し、必要に応じて取組や目標の修正を行います。



## 資料編

- ・ 倉吉市成年後見制度利用促進協議会設置要綱、委員名簿、開催状況
- ・ 高齢者障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議、中核機関連絡調整会議、家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会開催状況
- ・ パブリックコメント結果
- ・ 倉吉市成年後見制度申立要綱
- ・ 倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱
- ・ 倉吉市市民後見人養成事業実施要綱
- ・ 鳥取県中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議設置要綱

(資料) 倉吉市成年後見制度利用促進協議会設置要綱、委員名簿、開催状況

### 1 倉吉市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

倉吉市成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 倉吉市における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度をはじめとする高齢者、障がい者等の権利擁護に関する各種施策の理解と利用促進を図るため、倉吉市成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関連する施策に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用促進に関連する施策の進捗状況に関すること。
- (4) その他高齢者、障がい者等の権利擁護に関する各種施策の利用促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で市長が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 地域包括支援センター職員（社会福祉士）
- (4) 障がい者地域生活支援センター職員
- (5) 中部成年後見支援センター職員
- (6) 倉吉市社会福祉協議会職員
- (7) 倉吉市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会長は、必要に応じ協議会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は原則公開とする。ただし、協議会は、公開することが適当でないと認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て会議を非公開とすることができる。
- 4 会長は、会議録を作成させ、これを所定の期間保存しておかなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、長寿社会課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 倉吉市成年後見制度利用促進協議会委員等名簿

### ・倉吉市成年後見制度利用促進協議会委員

(任期：令和3年10月18日～令和5年3月31日)		
氏名	所 属	備 考
松村 久	中部成年後見支援センター（ミットレーベン）	会長
土井 秀人	鳥取県司法書士会（リーガルサポート）	副会長
池田 貴久	倉吉市社会福祉協議会	
尾西 正人	鳥取県弁護士会	
加藤 良樹	地域包括支援センター社会福祉士部会	
河本 和幸	中部障がい者地域生活支援センター	

### ・倉吉市成年後見制度利用促進協議会オブザーバー

氏名	所 属	備 考
小畑 敬子	鳥取家庭裁判所倉吉支部	
宮本 悠子	うつぶき地域包括支援センター	
藤井 太陽	倉吉中央地域包括支援センター	
石村 朋子	明倫・小鴨地域包括支援センター	
入澤 裕美	かもがわ地域包括支援センター	

### ・事務局

氏名	所 属	備 考
東本 和也	健康福祉部長	
山本 英明	長寿社会課長	
矢城 宏朗	長寿社会課課長補佐兼高齢者福祉係長	
片岡 龍哉	長寿社会課主事	
出口 亜美	福祉課主事	

- 3 倉吉市成年後見制度利用促進協議会開催状況
- 第1回 令和3年10月18日  
計画策定の趣旨と現状について
  - 第2回 令和3年12月24日  
第1期倉吉市成年後見制度利用促進基本計画の素案について
  - 第3回 令和4年3月18日  
第1期倉吉市成年後見制度利用促進基本計画の正案について
- 4 中部地区高齢者障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議開催状況
- 第22回 令和3年4月22日  
中核機関の役割分担と今後の取り組みについてほか
  - 第23回 令和3年7月27日  
中核機関の役割分担と今後の取り組みについて  
第1回中核機関連絡調整会議の報告  
市民後見人登録・フォローアップについて
  - 第24回 令和3年10月20日  
学習会『任意後見制度の現状と課題について』
  - 第25回 令和4年1月20日  
各市町社会福祉協議会の現状と課題について  
中核機関の役割分担と今後の取り組みについて  
市町村成年後見制度利用促進基本計画策定状況について
- 5 中核機関連絡調整会議開催状況
- 第1回 令和3年6月25日  
市町村成年後見利用促進基本計画策定についてほか
  - 第2回 令和3年7月27日  
第23回権利擁護支援ネットワーク会議の振り返りと課題整理、  
第24回権利擁護支援ネットワーク会議の議題について
  - 第3回 令和3年10月20日  
第24回権利擁護支援ネットワーク会議の振り返りと課題整理、  
第25回権利擁護支援ネットワーク会議の議題について
  - 第4回 令和4年1月20日  
中部地区及び各市町の相談支援体制のあり方について  
令和4年度の事業計画（広報機能・相談機能に関すること）  
第25回権利擁護支援ネットワーク会議の振り返りと課題整理、  
第26回権利擁護支援ネットワーク会議の議題についてほか

## 6 家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会

■令和3年11月19日

### 協議事項

- ・ 中核機関の設置状況
- ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能の整備状況及び課題と考える点について
- ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能への関与状況及び課題と考える点について

### (資料) パブリックコメント結果

1 募集期間 令和4年2月1日～令和4年2月22日

2 募集結果 9件

	意見（要旨）	反映状況
1	P16 5 日常生活自立支援事業の利用者数 3行目の「本市ではその活動を支援しています。」の記載について市のかかわりや支援があるのか。	「倉吉市社会福祉協議会では、判断能力が不十分なため、日常生活を送る上で支障がある人に、福祉サービスの利用援助や金銭管理サービスなどを行っています。」に修正。
2	P16 上から4行目 「啓発研修事業を委託して実施しています。」→「市民後見人養成事業を委託し、啓発研修を実施しています。」にしてはどうか。	「市民後見人養成事業を委託し、啓発研修を実施しています。」に修正。
3	P28 相談支援体制の図中 (役割) →以降の「継続的支援を」記載が途中で切れているのではないか。 「・」と「*」印を統一してはどうか。	「継続的な支援の実施」に変更。 「・」に統一
4	P33 施策1-3 成年後見人等の受け皿の拡大 12行目からの文章 「また、養成講座終了後も、・・・法人後見の補助員や日常生活自立支援事業の生活支援員として・・・」はどうか。	「また、養成講座終了後も、倉吉市社会福祉協議会が実施している法人後見の補助員や日常生活自立支援事業の生活支援員として実践活動に従事した後に、」に修正。

5	<p>P33 下段のフロー図 2段目の右の囲みの文章</p> <p>「実践研修やフォローアップ研修、日常生活自立支援事業の手伝い等をとおして、十分な知識や経験を積み、市民後見人候補者となる」</p> <p>↓</p> <p>「研修会や、日常生活自立支援事業の生活支援員及び成年後見事業の補助員として、十分な知識や経験を積み、市民後見人候補者となる。」としてはどうか。</p>	<p>「継続研修や日常生活自立支援事業の生活支援員及び成年後見事業の補助員として、十分な知識や経験を積み、市民後見人候補者となる。」に修正。</p>
---	---	--

## (資料) 倉吉市成年後見制度申立要綱

### 倉吉市成年後見制度申立要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の生活の自立の援助並びに福祉の増進を図るため、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見開始、保佐開始及び補助開始(以下「成年後見等」という。)の審判の申立てにつき必要な事項を定めることを目的とする。

#### (審判申立の対象者)

第2条 市長は、高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、次の各号のいずれにも該当するものについて、成年後見等の審判の申立ての請求を行うものとする

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 物事を判断する能力が不十分なために、日常生活を営むのに支障がある者
- (3) 後見開始等の審判の請求を自ら行うことが困難である者
- (4) 親族による保護又は後見開始等の審判の請求が期待できない者
- (5) 福祉サービス等を利用する必要がある者で、福祉サービス等を利用することにより福祉の増進が期待できるもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項第1号に掲げる者とみなす。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に規定する住所地特例対象施設に入所

又は入居をしているの本市の被保険者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項に規定する特定施設に入所している本市の支給決定対象者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により、本市が保護を行う者

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、成年後見等の審判の申立ての対象としない。

(1) 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設（本市に所在するものに限る。）に入所又は入居をしている他市町村の被保険者

(2) 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設（本市に所在するものに限る。）に入所している他市町村の支給決定対象者

(3) 生活保護法第19条第3項の規定により、他市町村が保護を行う者  
(審判申立ての判定基準)

第3条 市長は、成年後見等の審判の申立てを行うに当たっては、対象となる高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「本人」という。）について、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

(1) 本人の事理を弁識する能力（民法第7条、第11条及び第15条）

(2) 本人の生活状況及び健康状況

(3) 本人の親族の存否及び当該親族が成年後見等の審判の申立てを行う意思の有無

(4) 本人の福祉を図るために必要な事情

(審判申立審査会)

第4条 申立ての適否及び申立ての種類を審査するため、倉吉市成年後見等審判申立審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康福祉部長

(2) 同部福祉課長

(3) 同部長寿社会課長

3 審査会の会長は、健康福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

(審査会の議事)

第5条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査に当たっては、本人及びその家族並びに主治医その他専門家の意見を聴くものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(市民等の市長への通報)

第7条 次に掲げる者は、本人が成年後見等を必要とする状態にあると判断したときは、成年後見等の審判の申立てを市長に通報することができる。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業に従事する職員、同法第15条第1項に規定する職員並びに介護保険法第8条第1項の居宅サービス事業に従事する職員及び同条第24項の介護保険施設の職員

(2) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に規定する保健所の職員

(3) 民生委員

(4) 前3号に掲げる者のほか、本人の日常生活のために有益な援助をしている者

2 市長は、前項の規定による通報を受けたときは、本人と面談等をし、第3条に定める判定基準に基づき、速やかに申立てを行うものとする。

(審判申立に係る費用)

第8条 市長は、成年後見等の審判の申立てに基づき審判が下され、成年後見人等(成年後見人、補佐人又は補助人をいう。以下同じ。)が選任されたときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第1項の規定に基づき負担した審判費用(鑑定費用を含む。以下「審判費用」という。)について、成年後見人等を通じ、本人の資産から当該審判費用の返還を求めることができる。ただし、本人が倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱(平成17年3月31日倉吉市福祉保健部長決裁)第2条に定める助成の対象者であるときは、この限りでない。

(審判申立の手続)

第9条 成年後見等の審判の申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

(親族等への援助)

第10条 市長は、第3条の規定による考慮を行うに当たり、成年後見等の審判の趣旨、審判費用等について十分説明を行った後、本人の親族(以下「親族」という。)が成年後見等の審判の申立てを行う意思を有していることが確認されたときは、必要に応じて、倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)第7条第4号の規定により本人の事理弁識能力及び生活状況を含む情報を当該親族に提供し、親族が行う申立ての手続等の援助

をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## (資料) 倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱

倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市に居住等する者が成年後見その他の制度を利用するに当たり、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する審判費用（鑑定費用を含む。以下「審判費用」という。）及び後見等報酬（民法（明治26年法律第89号）第862条（同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人、保佐人又は補助人に対して与えられる報酬をいう。）を負担することが困難な者に対し、市が交付する倉吉市成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の第1号に掲げる成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である者若しくは当該成年被後見人等に係る民法第7条、第11条若しくは第15条第1項本文に規定する請求を行う者（検察官である者を除く。以下「申立人」という。）又はこれになろうとする者であって次の第2号に掲げるものを除き、第3号に掲げるものに該当する、他に審判費用又は後見等報酬を負担する者がいないものとする。

(1) 次に掲げる者

ア 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居している市の被保険者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第13号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項に規定する特定施設に入所

している市の支給決定対象者

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により市長が保護を行う者

(2) 次に掲げる者

ア 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設（市内に所在するものに限る。）に入所又は入居している他市町村の被保険者

イ 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設（市内に所在するものに限る。）に入所している他市町村の支給決定対象者

ウ 生活保護法第19条第3項の規定により都道府県知事又は他の市町村長が保護を行う者

(3) 次に掲げる者

ア 生活保護法による被保護者

イ 収入、預貯金又は換金可能な資産から後見等報酬を支払うことにより、生計を維持することが困難になると認められる者（成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬付与の審判があった日の属する年の前年中の収入の額が80万円以下で、かつ、当該報酬付与の審判があった日における預貯金の額が100万円以下である者に限る。）

ウ その他審判費用及び後見等報酬を負担することが困難であると市長が認める者（助成金の交付）

第3条 市長は、助成対象者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 助成金の額は、審判費用のうち次に掲げるもの及び後見等報酬（家庭裁判所が定める額の範囲内のもの）の額の合計とする。ただし、本人以外の請求人又は請求人になろうとする者にあつては、審判費用に係るものに限る。

(1) 申立手数料

(2) 登記手数料

(3) 郵便料

(4) 診断書料

(5) 鑑定費用

(助成金の申請)

第4条 助成金の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、助成対象者又は助成対象者の代理人である成年後見人等とする。ただし、当該成年後見人等が成年被後見人等の親族である場合は、申請することができない。

2 申請者は、助成金を申請しようとするときは、倉吉市成年後見制度利用支援助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 助成対象者の資産等の状況に関する書類

(2) 報酬付与の審判書謄本の写し

(3) 登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し（成年後見人等が申請をする場合に限る。）

(助成金の決定)

第5条 市長は、成年被後見人等の資産の状況を調査して、助成についての可否を決定し、倉吉市成年後見制度利用支援助成金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに、倉吉市成年後見制度利用支援助成金請求書（様式第3号）により助成金を請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第7条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第8条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化、死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき又は著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成金の額を増減するものとする。この場合において、成年被後見人等が死亡した後の後見報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、後見報酬に係る助成金については、平成24年度以後の業務に係る後見報酬から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## (資料) 倉吉市市民後見人養成事業実施要綱

### 倉吉市市民後見人養成事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者や障がい者等の後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）にあたる市民後見人を養成することにより、後見等の活動を促進することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (市民後見人の定義)

第2条 この要綱において「市民後見人」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 弁護士、司法書士、社会福祉士等専門の資格を有する立場で、後見人、保佐人又は補助人等に選任された者でないこと。
- (2) 第6条第2項の市民後見人登録台帳（以下「台帳」という。）に登録されている者であること。

#### (事業の委託)

第3条 市長は、養成事業の一部又は全部について、適切な事業実施が確保できると認められる法人等に委託して実施できるものとする。

#### (事業の内容)

第4条 実施する養成事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民後見人の養成研修（以下「養成研修」という。）に関すること。
- (2) 第6条第2項の台帳の管理に関すること。
- (3) 高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に係る啓発、研修等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、養成事業の実施に関すること。

#### (養成研修の受講者)

第5条 前条の養成研修を受講することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 養成研修の受講を開始する日の属する年度の4月1日現在における年齢が25歳以上であること。
- (2) 社会貢献に対する意欲と熱意があること。
- (3) 養成研修の全ての課程を受講することができる見込みがあること。
- (4) 市民後見人として活動する意思があること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民法（明治29年法律第89号）第847条各号に掲げる者

イ 民法第20条に規定する制限行為能力者

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により被成年後見人とみなされる者又は同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者

(養成研修修了者の登録)

第6条 市長は、前条の養成研修を修了した者を、市民後見人として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により登録した者について、台帳を作成し、管理するものとする。

3 市長は、毎年度、台帳に登録された者の心身の状態等を確認するものとする。この場合において、当該登録者の心身の状態等が後見等の活動を行うには不適當であると認められるとき、市長は、当該市民後見人を台帳から抹消することができるものとする。

4 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、当該後見人を台帳から抹消するものとする。

(1) 当該後見人から台帳からの抹消の申出があったとき。

(2) 当該後見人が市民後見人として不適切な行為を行ったと認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が抹消すべきと認めるとき。

(市民後見人に対する支援)

第7条 市長は、市民後見人の資質を向上させるため、市民後見人に対し、必要に応じ、研修、指導等の支援を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 市長は、養成研修の受講者その他養成事業の実施に関し、正当な理由なく養成事業において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。養成事業を終了した後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、養成事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## (資料) 鳥取県中部地区高齢者・障がい者等権利擁護支援ネットワーク会議設置要綱

### 1 設置目的

鳥取県中部地区において、高齢者・障がい者等を支援している関係機関・団体が集まり、権利擁護の視点から様々な課題について情報を共有し、解決方法を検討することにより有効な支援体制を確立し、もって、支援を必要とする人ひとり一人の生活と権利を守るとともに、全ての住民が安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

### 2 構成機関・団体

主な関係機関・団体は、別紙1のとおりとし、今後新たなメンバーの参加を求めることができるものとする。

### 3 部会の設置

ネットワーク会議の中に次の部会を設置する。なお、今後必要に応じて新たな部会を設置することができるものとする。

- (1) 成年後見部会
- (2) 未成年後見部会
- (3) 虐待対応部会

### 4 会長及び部会長

ネットワーク会議及び部会にそれぞれ会長を置く。会長及び部会長はネットワーク会議及び部会の運営を統括する。

### 5 事務局

ネットワーク会議の事務局は、中部成年後見支援センター（一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉；倉吉市駄経寺町2丁目15番地1）に置く。

### 6 個人情報の守秘義務

出席者はネットワーク会議で取り扱われる個人情報について、正当な理由がない限り他に漏らしてはならない。

### 7 関係書類の保存

ネットワーク会議運営に係る関係書類は、事務局において5年間保存する。

### 8 改廃

この要綱の改廃は、ネットワーク会議の全体会議において行う。

附則 この要綱は、平成27年11月26日から施行する。

(資料) 相談票様式 (1市4町統一様式)

## カンファレンスシート(支援方針検討会議用)

(令和 年 月 日作成)  
作成者( : )

### 【基本情報】

氏名			生年月日	( 歳 )	性別	男・女
住所			支援の実施機関担当者(連絡先)			
高齢・障がいの 区別	高齢者	認知症・その他( )				
	障がい者	知的・精神・発達障がい( )・その他( )				
傷病 情報	主病名					
	入院(有・無)	入院先病院名				
障がい 者情報	手帳の有無と程度	精神保健福祉手帳(有・無)	1・2・3級	療育手帳(有・無)	A・B(軽・中)	
		身体障害者手帳(有・無)	1・2・3・4・5・6級	要支援区分	区分1・2・3・4・5・6	
	相談支援事業所				担当者(連絡先)	
	利用しているサービス	入所施設名			担当者(連絡先)	
		在宅サービス	(通所系)			
		(訪問系)				
高齢者 情報	介護保険	要介護度	要支援1・2	要介護1・2・3・4・5		
		認知症の程度	日常生活自立度(自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M)			
	居宅介護支援事業所				ケアマネ(連絡先)	
	利用しているサービス	入所施設名			担当者(連絡先)	
		在宅サービス	(通所系)			
		(訪問系)				
社会保 険情報	医療保険	保険の種類	国保・健保・共済・後期高齢・生保・その他( )			
		自立支援医療	有・無	特別医療	有・無	
	年金保険	受給の有無	国民・厚生・共済・その他( )			
		年金の種類	障害基礎(1級・2級)・老齢・遺族・その他( )			
保有資産と債務	不動産( )・預貯金( )・現金( )・その他( )／債務( )					
日常の意思決定能力	①できる ②特別な場合を除いてできる ③日常的に困難 ④できない					
金銭管理の方法	①本人が管理 ②日援事業を利用 ③一部支援(誰が; )					
(ジェノグラム及びエコマップ)		(社会歴)				

**【協議事項】**

協議したい事項	役割分担状況 (誰が、いつ、どこで)	期 限(いつまでに)
成年後見制度利用の必要性の有無 と想定される類型	有(補助・保佐・後見)・無	* 必要性があるにも拘わらず本人 が希望しない場合は、他の支援策 を検討すること。
必要な代理権・同意権(取消権)の再 検討(代理権・同意権目録の添付)		
本人への説明と同意の有無		
申立人と申立て支援機関	申立人	
	支援機関	
本人情報シートの検討と 作成者の決定	(作成者)	

### 【候補者推薦会議(マッチング会議)】

成年後見制度の利用へ進んだ場合の支援方針				
医師の意見書(* 本人情報シートの 提供)	(医療機関)	(支援機関)		
代理権・同意権 (取消権)の再検討と確定				
後見人等候補者の選任				⇒決定できない場合は、二次相談支援機関へ
本人及び家族に対する代理権・同意権(取消権)の説明と同意の有無の確認	支援機関			
家庭裁判所への申立支援と今後のスケジュール	支援機関			
	今後のスケジュール			
今後協議すべき課題				
次回開催月日	日時	令和 年 月 日 時~	場所	

**【参加者名簿】**

所属機関	職名	氏名	備考

## (資料) 用語解説

### 1. 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また同ネットワークが、オ) 不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

国基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」においては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想

の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートをを行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

(3つの検討)

○権利擁護の支援の方針についての検討・専門的判断

○本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

○モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

### 2. チーム

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な家族、親族や保健・福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに成年後見人等が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。国基本計画では必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の仕組みを活用して編成することとされています。

○機能

＜後見等開始前＞地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）

＜後見等開始後＞本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ成年後見人等と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する。

### 3. 協議会

協議会は、成年後見等の開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

「地域連携ネットワーク」の機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になります。中核機関がその事務局を務めます。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能も担います。主に自治体圏域から広域圏域で設立運営されることが想定されます。

### 4. 市民後見人

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた第三者後見人等の候補者です。

### 5. 法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、家族、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

一般的に、法人後見では、法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見等事務を行うので、担当している職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見等事務を継続して行うことができるという利点があります。

### 6. 後見監督人

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる（民法849条）。保佐人、補助人についても同様です。

以下のような場合に、後見監督人が選任されることがあります。

- ・ 管理する財産が多額、複雑など専門職の知見が必要なとき
- ・ 成年後見人と成年被後見人の利益相反が想定されるとき（遺産分割等）
- ・ その他、親族後見人に専門職のサポートが必要と考えられるとき

## 7. 後見制度支援信託

本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として成年後見人等が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、本人の財産を適切に保護するための方法の一つです。

後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要となります。

※成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助及び任意後見では利用できません。

※信託することのできる財産は、金銭に限られます。

## 8. 家庭裁判所

離婚や相続などに関する家庭内の紛争及び非行のある少年の事件を専門的に取り扱う裁判所です。成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、中核機関との連携体制を整えることとしています。

出典：

- ・ 成年後見制度利用促進に関する法律
- ・ 成年後見制度利用促進基本計画
- ・ 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（成年後見制度利用促進体制整備委員会）
- ・ 厚生労働省ホームページ
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ

第1期 倉吉市成年後見制度利用促進基本計画

発行 鳥取県倉吉市

編集 健康福祉部長寿社会課

〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253番地1

電話 (0858) 22-7851

FAX (0858) 27-0032

E-mail : kourei@city.kurayoshi.lg.jp